

令和6年度第2回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

令和7年3月12日

【佐藤副参事】 それでは、皆様、おはよう。本日、大変御多用のところ、御参加いただきありがとうございます。

これより令和6年度第2回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を始めさせていただきます。
議事に入る前までの進行を務める教育振興部副参事、佐藤と申す。どうぞよろしくお願いする。

本日の御参会状況であるが、中学校長会より練馬区立練馬東中学校の竹内校長先生が、オンラインにて御参加いただいている。また、山本教育指導課長については、公務のため欠席とさせていただいている。

なお、本日は、傍聴の方はいない。

それでは、初めに、三浦康彰教育長より御挨拶をいただく。願います。

【三浦委員長】 皆さん、改めておはよう。教育委員会教育長の三浦である。

本日はお忙しい中をお集まりいただき、ありがとう。

今回、第2回ということで、今年度のまとめの会になる。後ほど資料の説明の中であると思うが、この間、いじめの積極的な認知ということで、認知件数が非常に増えている。特に小学校の伸びがすごく大きい。認知が増えることは、悪いことではないという認識なのだが、それに伴って現場の先生たちに非常に負担がかかっている。また、保護者の方の意識も大分変わってきており、当事者同士は、もうすでに解決している内容が、保護者同士でまだトラブルが続いているだとか、非常に複雑化してきているという現状がある。その分、現場の先生たちの対応も慎重にしていかなければいけないというようなことが、一つ課題かと思っている。

そういった中でも、今回、研修の教材について御意見をいただいて、少しでも現場の先生たちの対応力を上げていければと思っているので、皆さんの忌憚のない御意見を頂戴できればと思っているので、どうぞよろしくお願いする。

以上である。

【佐藤副参事】 それでは、議事を進めてまいら。

報告は2点ある。初めに、練馬区いじめ等対応支援チームの設置要綱について報告す

る。

これについて、事務局から報告をお願いする。

【事務局】 資料１－１、１－２に基づき、練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱の改訂について説明する。

いじめ重大事態の調査に関するガイドラインが令和６年８月に改訂されたこと、いじめ防止対策推進法に示されているいじめ問題対策連絡協議会の構成員を改めて見直したこと等から、設置要綱の第８条及び別表（第３条関係）を改訂した。

まずは、第８条についてである。

第８条では、いじめ重大事態が発生した際に、本いじめ等対応支援チーム委員長が特別チームを設置することや、特別チームの運営について必要事項を定めることと示している。しかしながら、令和６年８月に改訂されたいじめ重大事態の調査に関するガイドラインで調査主体と調査方式が明確化されたこと、そもそもいじめの未然防止や早期解決の取組を協議することを目的とした会議体である本当いじめ等対応支援チームが、いじめ重大事態の対応を行うことは困難であること等から、第８条を削除したいと思っている。ただし、本いじめ等対応支援チームの目的を鑑み、「いじめ重大事態に関する情報を適宜共有し、必要に応じて対応策を協議する」という一文は残すこととした。

次に、別表（第３条関係）についてである。

別表では、本いじめ等対応支援チームの構成員を示している。いじめ防止対策推進法第１４条では、構成員として、「学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成される」と明記している。それを受けて、次年度以降、本いじめ等対応支援チームに児童相談所職員と警察職員とを加えていく予定である。

なお、本いじめ等対応支援チームは、ここ１０年間、主に年２回の開催としていた。その２回をもって一定の成果を出していることから、第６条で示している会議の回数も、３回から２回に改訂する予定である。

私からの説明は以上である。

【佐藤副参事】 ただいま事務局より、練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱改訂についての報告があった。この件について、御意見や御質問等があれば伺いたいと思う。いかがだろうか。

【三浦委員長】 一応確認であるが、よいか。

【佐藤副参事】 お願いします。

【三浦委員長】 8条を削るということであるが、最初は、このいじめ等対応支援チームでこういういじめ重大案件について対応していくというつもりだったものを、ここではやらないというふうに今度するということだが、実際にここに規定されているようなことというのは、どの組織で今後やっていくということなのだろうか。そこを確認したい。

【事務局】 いじめ重大事態が発生したら、区長に発生報告をすることになっている。区長に報告する前段階として、我々教育指導課から教育振興部長、教育長に報告をした上での区長報告になるので、その時点で部長や教育長とも御助言を承りながら、学校への支援、特別チーム等の派遣、この対応するところを決めていくということになる。

【佐藤副参事】 そういうことのようなのである。

【三浦委員長】 了解した。

【佐藤副参事】 ほか、御意見、御質問等はいかがか。

特に追加等がなければ、ただいま御説明をさせていただいた設置要綱の改訂について、この場で決定させていただくが、よろしいか。ありがとう。

続いて、報告の2点目である。練馬区のおいじめの状況についてである。

これについて、事務局より説明をさせていただく。お願いします。

【事務局】 資料2を御覧いただきたい。

本資料については、第1回の協議会において、参考資料としてお示ししたものになる。国の正式な発表を踏まえ、今回、改めて委員の皆様へに配付させていただく。前回の配付から大きな変更点はないため、紙面の配付による報告とさせていただく。

私からの説明は以上となる。

【佐藤副参事】 ただいまの御説明について、また御意見、御質問等があればお願いします。

第1回の会議の中で一旦お示ししておる資料ではあるが、幾つか補足説明をさせていただければと思う。

では、事務局からお願いします。

【事務局】 認知件数については、資料2の認知件数を見ていただきたいと思うが、先ほど教育長からの冒頭の御挨拶にもあったように、各学校において積極的な認知をさせていただいたおかげで、認知件数については増えているというところがある。しかし、先ほどの説明にあったように、積極的な認知というところでの認知件数の増加であるので、増え

たからといって、そこについて危惧しているところではない。

それ以外には変更点はないので、以上となる。

【佐藤副参事】 資料は１ページから３ページまで、いじめのことについてまとめたものである。学年別の状況とかいじめの現在の状況、発見のきっかけ、容態、相談状況等がまとまっておりものである。３か年の推移等も示しているので、何か御意見、御質問等があれば願います。

では、また何かあれば、個別にお声がけいただければと思う。

それでは、次第２番の報告２件については以上である。

続いて、次第の３番の協議に移らせていただく。本日は２点、いじめ防止の研修資料について、それから、ＳＮＳ練馬区ルールの改訂について、協議をお願いできればと思う。

それでは、教育長の司会で願います。

【三浦委員長】 協議から私が進行を務めさせていただく。よろしくお願いします。

本日は２点、協議内容があるということで、まず、いじめの防止研修資料についてということで、これは２つまとめて御説明ということでよろしいか。それと、ＳＮＳ練馬区ルールの改訂について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】 資料３－１及び３－２を御覧いただきたい。

まず、資料３－１については、本資料の改訂の視点及び活用方法について、各学校園に周知するための通知文になる。

資料３－２は、前回の協議会でいただいた意見を基に修正した資料である。修正した箇所及びポイントについて、簡単に説明させていただく。

資料３－２の２ページから６ページの具体的ないじめの事例については、軽微ないじめへの対応、ＳＮＳトラブル等の今日的な事例を６件掲載した。また、対応の視点については、前回、委員からいただいた意見を基に、協議、検討の視点を明確にすることで、校内研修等で活用しやすくした。また、表紙に２次元コードを掲載し、今年度まで使用していた資料の事例も見るようにしている。

次に、資料３－２の７ページから１２ページにあるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応については、区内学校園の好事例な取組を掲載するなど、内容の充実を図った。

そして、資料３－２の参考資料について、大きく変更したところについては、練馬区版いじめ重大事態の調査に関するガイドライン、チェックリストについて、学校における平

時からの備えについて特化したことが大きな変更点である。重大事態が発生した際の対応については、そのページに掲載している２次元コードから、国のチェックリストを参照できるようにしている。

今回は各委員から最終的な御意見をいただき、次年度以降、各学校園に周知していきたいと考えている。そのため、忌憚なき御意見をいただきたいと思う。

私からは以上になる。

【三浦委員長】 いじめ防止研修資料の改訂について、前回、第１回の会議で意見をいただいて、そちらも反映をさせていただいたところである。委員の皆さんから、御意見等をいただければと思うが、いかがだろうか。

はい、どうぞ。

【壇原委員】 区立幼稚園長の壇原である。今の資料３－１の宛名のところで気になったのだが、先ほどから説明の中では学校園と言ってくさっているところで、園のほうの名称がないのだが、これに関してどうなのだろうかというところと、私たち幼稚園では、いじめというよりも、子供たちに、いじめの芽につながらないようにという形で指導をしているところなので、教員がここに関して把握していればいいのかなどは思っているが、そのあたりをちょっと御検討いただければと思う。

【三浦委員長】 これについて事務局は。

【事務局】 今いただいた御意見については、事務局として今後は幼稚園についても送付させていただこうと思うので、よろしくお願いします。

【三浦委員長】 今までは研修資料は送っていたのか。

【事務局】 送っていない。

【三浦委員長】 では、情報共有ということで、また検討していただきたい。お願いします。

ほかはいかがだろうか。

内木校長、何かあるか。

【内木委員】 今、幼稚園をどういうふうに扱うかというのは、１、２年生とのつながりを考えながらやっていかなくちゃいけないのかなというところだったので、そこはやはり区のほうとしても考えていってほしい。これは決して幼稚園だけ別というわけにはいかない部分もあるし、そこからの熟成が必要なのかなと思う。あと、これをどうやって学校の授業等で活用していくかという具体的な使い方の部分というのが、もう少しこうやって

落とし込んでいかないと、区としてこういうものを作っても、それがなかなか現場のほうに広がらないというところが、やっぱり今後の課題なのかなと思う。

【三浦委員長】 ありがとう。

リモートで参加いただいている竹内校長は何かあるか。すまない。願います。

【竹内委員】 どうもすまない。こちらからで失礼する。事例は中学校のところをばーっと見たが、とてもよくある事例だと思っている。ただ、やっぱり対応の視点のところで、教員が求めている、学校が求めているというのは、結局どうやって解決したらいいのかというところなに行きつく。そのため、視点としては何となく伝わるが、最終的にはというところでは、結果的になかなか難しい問題であるというところがある。そのため、何かもう一押し、現場を「あ、そうか」と思わせるようなものがあればいいかなと思うが、ちょっと難しいと感じている。

この対応の仕方はある程度各学校でできているのかと、自分自身を振り返ってみると思うところがあるので、事例はとてもいいと思う。学校現場において、本当にこの事例のとおりなことが起こっていると肌感覚で感じところはある。ただ、状況的と、あと日数的にはちょっと難しいかなというふうには思っている。

すまない。意見として言わせていただいた。

【三浦委員長】 ありがとう。

ほかはいかがだろうか。

菊池先生、いかがだろうか。

【菊池委員】 富士見台小学校の菊池である。よろしくお願いします。

これを見る前に、先週のうちにプリントアウトさせていただいたが、前回よりかなりボリュームが出たなというのが、枚数を見て思ったところであるが、それに対して、1ページ目にきちんとどこに何が書かれているかという、ボリュームが増えた分、きちんとどこを見ればいいのかという視点が1ページ目にあることで、それを解決しているというか、解消しているかなと思った。

それから、事例も、やはり先ほどあったように、よくありそうなことと、ちょっと今時のもののが取り混ざっていてよいなと思って、先ほど対応の視点というところのお話があったが、やはり視点があることは大切だが、これを見たときに、視点を見てすぐにその現場に役立て得ることができる教員と、まだ視点だけでは具体性が見えない教員という段階があると思う。したがって、この視点というのは大切かと思うけれども、やはり教員同士

が1人ではなくて複数で、できれば経験者と若手教員が組む。視点を見ただけでは、具体的にどんな言葉をかければいいのかとか、どんな質問をすればいいのかというのがまだ分からない教員もいると思うので、そういった意味では、ベテランと若手とがうまくタッグを組んで、この対応の視点を基に、いじめの解決のために進めていく、解決のための手段を講じていくということが大切なのかなと思った。

それと、これは自戒を込めてであるが、研修資料は毎年頂いているのだが、きちんと活用し切れていなかったなという今までの自分の反省を込めて見せていただいた上で、では、これから学校でどういう研修をしていけばいいのかなというのが、やっぱり今の自分の来年度の一冊の課題かなと思っている。この有効利用というのをどうすればいいのかというのを、一緒に考えていけたらいいかなと思っている。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。

山内先生、いかがか。

【山内委員】 光が丘第二中学校、山内である。

私も、もう来月、年度当初に、やはり校内で研修を実施するに当たって、どういう活用方法があるかなという形で、見させていただいた。特に本校も若い先生方、1校目の先生方も多いので、この研修資料でいくと、10ページのいじめの早期発見や12ページの早期対応のところにおいて、こういうことに気をつけるということの一つ一つが、まだやっぱり若い先生たちは、そうやって対応しなきゃいけないとか、複数でとか、組織でとか、記録をきちんと取るとか、加害側へはどうしたらいいとか、そういったことが、先ほど竹内校長先生からもあったが、視点に加えて具体的な動きとしてこれがリンクしてくるといいのかなと思った。

ただ、どうしても新しい先生、若い先生ばかりでは対応が難しい部分もあると思うので、経験年数豊富な先生方と複数で対応していくということで、よりこの研修資料が活用されていくと感じた。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。

金子委員、何かお気づきのところとかあれば。

【金子委員】 この資料はそもそも先生方とか学校側の人たち向けであり、保護者としてはこれを見る機会はないという認識でよいか。

【事務局】 基本的にはそういう認識でよい。

【金子委員】 では、保護者は先生たちがこの資料を使って何を行っているかは分からないということでよい。また、いじめ対応についてどういう確認をしているかとか、どういうふうに言っているのかというのは分からないということでよい。

【事務局】 基本的にはそういう認識でよい。

【三浦委員長】 ただ、実際にどういう対応をするのかというところは、やっぱりある程度保護者の方とも共有しておいたほうがいいのかなという気はするが、その辺は事務局として検討をお願いする。

【金子委員】 例えば、この資料 11 ページの部分の真ん中より上のいじめ早期対応において、学校では、こんなふうに取り組み、しっかりといじめの内容等について確認していることについて触れることで、学校がいじめ問題に対してしっかりと取り組んでいることが伝わる。言い方は悪いが、先生達がいじめを握り潰しているのではないかと捉えがちであるが、しかし、そうではないところは、ちゃんと御理解いただけるのかなとちょっと今思ったので、申し上げた。

【三浦委員長】 ありがとう。大変貴重な御意見だと思う。冒頭申し上げたが、保護者の方との対応で、教員は一生懸命やっているけれども、結構学校に不信感を持たれるというケースが少なくない。そういったところを少しでも減らすためにも、そのあたりの学校の動きというのは、保護者にも見ていただけるようにしたほうがいいかなと思うので、そこは事務局でちょっと検討いただければと思う。

戸張委員、いかがか。何かお気づきの点があれば。

【戸張委員】 私たちはどちらかというと後方支援で、何か起こったときに、学校の対応の後に保護者の方が御相談に来るとことが多い。そのため、まずはやはり、保護者の気持ちを受け止めるという立場で対応させていただいている。そのため、事例3のようなケースだと、やはり保護者の方もなかなか気持ちが整理できないと感じた。竹内先生がおっしゃったように、当事者同士は解決しても保護者にしこりが残るとするのは、恐らく初期に気持ちの受け止め方、そこに少し齟齬が生じてしまったといったこともあるのではないかなと、外部の立場として拝見していた。

【三浦委員長】 ありがとう。

嶋崎先生、いかがか。

【嶋崎委員】 先ほど御意見いただいたのと私、全く同じ感想を持った。とてもよくで

きているなということと、それから、先ほど来、御指摘があった対応の視点のことであるが、これもとてもすばらしい視点だなと読ませていただいた「が」、なのだ。視点なのだが、この視点に対して、ケースによって答えは全然違うので、こうすべきみたいなことはなかなか書けないが、逆の方向から見ると、この視点に対して答えられるかということなのだ。だから、お願いというか要望というか、希望になるが、せっかくこのすばらしいのを作られたので、対応の視点に関わって、答えまではないにしても、それを伝えるために研修会でこの資料をお使いいただければ、とてもすばらしいのではないかなと思った。

この研修資料に関わっては、以上である。

【三浦委員長】 何か事務局からあるか。

【事務局】 今回、いじめの事例の視点、対応の視点というのを入れたのが前回と変わっているものであるが、この書き方については苦勞して、前回お示ししたときは、抽象的過ぎるのももう少し具体的に書くという工夫をした。今、嶋崎先生がおっしゃったように、答えというのはなかなか難しいと考えている。

【嶋崎委員】 そうですね。

【事務局】 大体これは実際に学校で今年度、もしくは昨年度等に起きたものを、少し内容等を変えて出しているのですが、この後こうなったというのは我々も把握はしているのだが、果たしてそれが正解かどうかというのは分からない。例えば次年度の4月、5月の生活指導担当者連絡会等で、生活主任の皆さんで、ある程度こういった使い方、そしてこの内容を吟味していただく。例えば生活指導主任たちの話合いの中ではこのような解答や望ましい対応というのが出たら、ある程度それはそれでお伝えできるかなと思うので、そのような形で今、できそうだと感じている。

また、これはあくまでも校内研修等で先生方に使ってほしいものなので、先ほど菊池先生がおっしゃったように、一人で先生方が見て一人で何かやるというよりも、先生方で話し合って、資料を活用してもらえればと願いもあるので、そういったことを次年度、生活指導担当者連絡会等で扱っていきたいと、考えている。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。

ほかはよろしいか。

それでは、今回、大きくこれを変えてということで、皆さんからいろいろ御意見をいただきながら、ある程度形にしてきたところであるが、年度末にこちらを各学校に出させて

いただいて、まずはこれでやってみていただくということで、そして、現場からの御意見、それから、この会での御意見なんかもいただきながら、さらにブラッシュアップできればいいかなと思っているので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、次に移らせていただく。2番目の、SNS練馬区ルールの改訂についてということで、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料4を御覧いただきたい。

こちらは、現在使用しているSNS練馬区ルールに1点、目に関する健康被害防止に向けての文を追記したものになる。

こちらのSNS練馬区ルールに関しては、令和元年度の本協議会で作成した。作成してから5年が経過し、作成時に比べ、児童生徒においてスマホ等を介してSNSに触れる機会が圧倒的に増え、教育指導課にも、SNSを通したいじめや今日的な課題に関する報告も年々増加している。

SNSの今日的な課題としては、健康被害や性暴力、闇バイト等が挙げられる。特に今年度に関しては、性暴力に関する報告が増えているというのが、実感としてある。

そのため、次年度の本協議会において、SNSの今日的な課題について注意喚起を図ることができる内容を盛り込みたいと考えている。今回は、学校現場における本資料の活用方法の現状や課題、また各家庭での活用状況等について御意見をいただき、次年度の改訂に生かしていきたいと考えている。ついては、委員の皆様から忌憚なき御意見をいただければ幸いである。

私からの説明は以上になる。

【三浦委員長】 SNSルールの改訂についてということで、資料4の説明をいただいたが、これは、今回これで決定するというものではなくて、意見をいただきながら引き続き検討して、来年度ということでいいのか。

【事務局】 そのとおりである。

【三浦委員長】 幼稚園の園児がスマホをいじるということはないと思うが、この間、東北大学の先生の話聞く機会があった。その話の中で、子供にSNS、スマホの利用時間が長いという話をしてもなかなか響かない。なぜかというと、大人が子供と同じくらい、いや、それ以上に使っており、子供にだけそういうことを強制してもなかなか難しいというところで、こういうことをするときには、お互い、では何時間までにしようかみたいな、保護者も含めて取り組んでいかないとなかなか難しいなということを聞いて、なる

ほど、そうだなと思ったところではあるが、何かそのことについて意見はあるか。

【壇原委員】 幼稚園である。

【三浦委員長】 はい、どうぞ。

【壇原委員】 今、委員長がおっしゃったように、保護者が結構スマホから離れられない状況というのは多々あるし、保護者同士の連絡だったり、園庭開放をしていてもスマホを持っていたり、保育参加なのにスマホをいじり始めたりということもある。そのため、やはり保護者というか、大人も依存しているなというところは多々感じる。

そして、反対に子供に関しては、やはり幼児の場合には、騒ぐというような状況、それから、公共の場所とか電車の中で、幼児がやることがないというところで騒いでしまうというところがあると、保護者が幼児に自分のスマホのゲームを使って渡す。それをやっていけば静かにしているので、それをやらせる。そして、そこで技術が上がっていくと、親も、自分の子が賢くなったみたいな喜びがあり、スマホをそういう形の子守り役みたいな形にしているのは、このところ本当に多々見る状況である。また、ベビーカーに乗っているお子さんがスマホを持っているという現状も結構あるなと感じているので、もう乳幼児期から、スマホに依存している状況というのはあるなと感じている。

【三浦委員長】 ありがとう。

内木先生、いかがか。

【内木委員】 これ自体を作っていただくことはすごく大事なことだと思うが、対象が広過ぎる。今の幼稚園もそうだが、小学校で言えば、小学校1年生から小学校3年生までが同じもの、これを目にした場合に、やっぱり重要度が違ってくると思う。中学生が使う場面においては、多分、小学生よりももっと実際のいろんな生活に関わる部分、学習面でもそうだと思うが、そっちにこうやっていくから、一概に、では、ここで設定されている我が家のSNSルールというところが、中学校にこれが本当に適したものなのかどうかというところをものすごく感じる。

だから、小学校低学年、小学校の高学年、それから中学生ぐらいの3段階か、小学校の4年生までと、5年生以上と中学校を含めた形の2段階にするなどの実態に応じたものを作らないと、せっかく作っても現場には合わない。

特にリーフレットに記載の文章は、低学年がこれで、ルビは振ってあるが、意味が分かるのか。根本的なことを言えば、SNSというのは低学年に定義されているのかどうか。僕はどっちかというところ、この1ページ目の一番下のところに小さい文字で書かれている内

容のほうが、低学年は重要だと思っている。そのためここをもっと強調してほしいと考えている。この内容でもう１ページぐらい入っていても、小学校の１年生から３年生ぐらいまでであればもっと理解ができるのではないかなと思うし、また中学生が今のリーフレットを見たときには、軽視してしまう内容であると感じている。

教育委員会がせっかくここまで作ってくれるのであれば、年度の最初とかにある程度の時間数を確保して、区としてＳＮＳについて押さえていくよという姿勢を、私は出していただけならありがたいなと思う。

すまない。長くなった。

【三浦委員長】　　いいえ。ありがとう。

竹内先生、いかがか。

【竹内委員】　　少し文章について言わせてもらおうと、まずは自分のためにの３番「投稿する際には保護者や先生に見られてもよい内容にする。」ことについて、生徒が自分がいと思ってＳＮＳを上げたが、結局、それが周囲からの冷やかしになることや、特別な配慮が必要な子が自分でやって周囲から受けると思って載せてしまう場合もあるので、見られてもよい内容というのが、子供達にしっかりしたふうに意味が伝わればいいが、自分はいいいというときは載せてしまうことを危惧している。また、相手のための７番であるが、これは理解できる。人と会っているときは、会話を大切にするとと言われても、子供達にはあまり通じないと思う。今の子供たちは、ゲームで対戦していたりするのでというのが具体である。

それから、家族のために（保護者向け）であるが、教育委員会が出すのでいろんな語尾があると思うが、「ましよう」では弱いかなと、私としては。「してください」や、「管理してください」などの語尾が必要かと。学校現場のトラブルはほとんど今、ＳＮＳ関連に生活指導が追われているところがあるので、私も保護者会や何かの機会で特に言うのは、このスマホを持たせている責任者、契約したのは誰なのかということをよく言う。やっぱりそれは保護者の方なので、保護者の責任というのは大きいのだよということである。

私たちはみんな個人情報があるので、２つのスマホを持ってきて、中を見せろということもなかなかできないし、結局、学校も解決が不可能なのだ。それで、さっきの事例のように、結局、警察に相談したらどうかというようなセリフが出てしまうのだ。警察に無理やり振っているわけではない。

そのため、少しその部分だということと、せめて「しましよう」にするならば、１０

番が家族のための一番上に来たほうがいいかなと思う。フィルタリングなんかは、あまりつけていないような中学生がやはり多いし、インターネットの危険性については、ある程度分かって話はしていると思う。しかし、結果的に管理ができなくてトラブルになってしまうので、１０を上げたらいいいと思う。

ただ、実態は、この我が家のＳＮＳルールをつくっている家庭は大丈夫なのだね。つくっていない家庭の中で、学校現場の私たちは困っているというのが実態ではある。私の個人的な意見では、そこである。

以上である。

【三浦委員長】 どうもありがとう。

では、菊池先生、いかがか。

【菊池委員】 来年度に向けて本校のＳＮＳルールを見直したばかりだったのだが、やはりそれのよりどころになるのがこの練馬区のＳＮＳルールなので、そういった意味で、私たちがこれをよりどころにしているということだけは、まずお知らせさせていただく。

その上で、どこをどう変えようかというところで迷ったところでは、やはり親の責任というか、親の監視をもう少し強めてほしいなということで、スマホを点検してくださいという文言を入れてみた。生活指導担当者連絡会でも、やはりそのあたりを強く言っている学校は、ＳＮＳトラブルがないと言っていた。本校はある。毎年確実にあり、恐らくこれまで中学で起きていたことが、小学校の高学年で起きようになっているということはよく耳にしているので、やはり親にいかに働きかけるかというところが、小学校ではポイントになるのかなと思っている。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。

山内先生、いかがか。

【山内委員】 私も内木校長先生の話にあったように、小学生でのトラブルと中学生でのトラブルは、またちょっと性質が違ってきているかなと考えている。私も、この５年間で、今までは、中学校に入学してスマホを買ってもらい、そこで、ＬＩＮＥとかＳＮＳを夜中までずっとやり取りして困っているという保護者からいろんな話が来ていたのが、年々減ってきている感じはしている。それは恐らく、もう小学校の高学年ぐらいのところまでひとしきりそういうトラブルを子供たちも経験して、親も小学校の先生方も、低年齢化していると感じる。中学に入ってから、ＳＮＳトラブルはないとは言わないが、私の個人

の感覚にはなってしまうが、件数は減ってきている。友達同士のSNSとかのトラブルは、減ってきている感じがする。

逆に増えてきているのが、実際に会ったことのない外部の人との連絡、具体的には、他校生やオンラインゲームで知り合った人とか、と連絡を取ることが増えてきている。推しのファンのサイトとかで知り合った方と繋がっており、大丈夫なのかなと心配になるケースである。中学校の生活指導担当者連絡会の中でも、やっぱり他校生に動画を拡散してしまったとか、そういったところでのトラブルというのが増えていると思うので、本当にこのSNSのルールも、対象をもう少し細分化していくと、よりリアリティーが出てくるかなと感じている。

本校で実施している情報モラルの講習会なんかでも、もっと具体的な事例とか、専門の方に来ていただいて、フィルタリングのことについて保護者の責任を話していただいている。そのため、SNS練馬区ルールにおいても、そういうところが進んでいくと、より私たちも学校で話がしやすいかなとは感じる。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。

金子委員、いかがか。お気づきの点などがあれば。

【金子委員】 資料でいくと、表の家族のために（保護者向け）の9番で、「フィルタリングやセキュリティソフトを付けて、安心して活用できるようにしましょう」とあるが、フィルタリングも段階があり、そもそもSNSはできないという設定をするのか、ある程度ここまではいいよみたいに3段階ぐらいあるのだが、うちの子にはSNSは許可していない。ただ、SNSといってもいろんなSNSがあるのだが、YouTubeとかそういったところは、子供のウェブページから入って見るみたいな制限をかけているのは行っているが、それを行っているなら、この2ページ目の我が家のSNSルールにフィルタリングは、どこまでの範囲なのかというところを明記しないと、この上の部分のSNSがということと、あまりつながっていないのではないかなと思ったのが1点である。

2点目は、時間のところでいくと、私の家では夜の21時以降は使用しては駄目だということを子供はずっとやっているが、保育園のときからタブレットを渡していて、ずっと見ていた。小学校3年からスマートフォンを渡しているのだが、そのフィルタリングと時間制限はやってはいるが、先日の青少年育成委員会で、ほかの家庭についていろいろ話をしたときに、結構時間は決めているが、こそこそやったりしていて、結局、翌日起きられ

ずに遅刻するみたいな話があった。これは、SNSというか、スマホが悪いのかどうかというと、スマホだけの問題ではないと思っているので、何時まで、では、朝の時間の使用だったらいいのとか。

うちの子とかは朝5時に起きて見ている。21時までしか見られないので、朝の5時に起きて、ちょっと見て、宿題をやって行くみたいな感じで、ちょうど受験生だったこともあるので、そんな感じで行ったりしているので、終わりの時間もそうであるが、遅刻しないためにどうするかというところが、ここだけ見ると、スマホを見せないためだけの記載なのかなとちょっと読み取れたので、目的はそうかもしれないが、本質はそこではないというのは、ちょっと読んでいて思った。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。

では、戸張委員、いかがか。

【戸張委員】 これは理想論であるが、本当にスマホを渡す前に親御さんとお子さんでルールが決められると一番ベターかなと思うが、難しい状況もあると思うので、渡した後も修正しながら、お子さんと相談しながら、お子さんの意見が入らないと、絶対これは基本親から押しつけられたとなってしまうので、そのあたりのところが、理想論であるが、できればと思う。また、よくお話しするのは、親が貸与するという、子供のものではないという視点、これがすごく大事なかなと。ただ、言うは易く行うはがたしであるが、そのように感じている。

【三浦委員長】 ありがとう。

嶋崎先生、いかがか。

【嶋崎委員】 本当に先生方からの御意見も出尽くしたなという気持ちが第一であるが、強調しておきたいのは、まだ課題はあるが、区としてこういったものを作るというのは画期的だなと思っている。すばらしいなというのがまずもっての第一印象である。

それと、先ほどから出ている話の繰り返しになる部分であるが、ただ、やはり一つ、発達段階において、例えば幼稚園ぐらいの子供から中学生まで1つにまとめるというのは、難しいと感じている。大変だと思う。確かに、小学校の低学年の子なんかは個人情報云々を言われても、「えーっ」となってしまうため、そのあたりの工夫について、これからできるかどうかであるが、課題としては受け止めていただきたい。3番の項目について出たが、ここも、例えば言葉の使い方で、「保護者や先生に見られてもよい内容にする」

は、気持ちはよく分かる。よく分かるが、そのあたりが子供たちにはどう響いていくのかについて、少し気になった。

それと、今日はいじめの会であるが、先ほどちょっと出たが、SNSを通して、全く知らない方との交流について、私、実は2件、全く同じような自死事案に関わっている。知らない人とやり取りを行う中で自殺してしまったわけであるが、いじめの問題とこれも絡まってきたわけであるが、やはりそういった、先ほど出た、知らない方というか、知らない人とのやり取りなんていうのはとても危険なわけで、8番において「危険性について話し合いましょう」とあるが、このあたりももう少しきちっと内容に触れてもいいのかなという気がした。

ただ、最初に申し上げたように、区市町村で独自にこういったものをきちっと作っているところはほとんどないはずなので、これは大事にしていっていただければなと思っている。

以上である。ありがとう。

【三浦委員長】 ありがとう。

一通り御意見をいただいたが、ほかに委員の皆様から何かあればお願いしたいが、いかがだろうか。よろしいか。

今回、たたき台ということでお示しをさせていただいて、いろいろ御意見をいただいた。特に発達段階に応じて、やっぱり1つではないよねというところは、そのとおりと私も思うし、事務局もそういうふうに多分思っていると思うので、そこはやっぱり発達段階に分けたものを今後検討していくということではよろしいか。ありがとう。

それも含めていろいろ御意見をいただいたので、またいただいた意見を参考にして、次年度のこの会になると思うが、作成をしていければと、それでまたお示しできればなと思っているので、どうぞよろしくお願いする。

取りあえず、今回御用意させていただいた協議案件については終わったが、この際、委員の皆様から何か、ここに関係しないことでも何かあれば伺いするが、いかがだろうか。よろしいか。ありがとう。

それでは、進行を副参事に戻す。ありがとう。

【佐藤副参事】 委員の皆様、ありがとう。

それでは、最後、次第の4番、事務連絡である。事務局よりお願いする。

【事務局】 事務局である。事務連絡を1点させていただく。次年度への引継ぎという

ところになる。

本日の協議会をもって、今年度の連絡協議会は終了となる。御協議いただいた内容については、議事録を毎回作成しており、そちらを次年度の委員等に確実に引き継いでまい

る。

今年度の委員の皆様におかれては、様々な御意見を頂戴したことに大変感謝申し上げます。

事務連絡は以上となる。

【佐藤副参事】 それでは、これをもって今年度の連絡協議会が全て終了となる。1年間、大変お世話になった。どうもありがとうございます。

閉会させていただく。

— 了 —